

各位

会社名 株式会社スペースバリューホールディングス
代表者名 代表取締役社長CEO 森岡 直樹
(東証1部・コード1448)
問合せ先 執行役員管理本部IR広報部長 島田 英樹
電話番号 03-5439-6070

再発防止策の進捗状況について

当社は、2019年4月26日公表の「再発防止策の策定について」のとおり、第三者委員会から提言を受けた再発防止策の策定に際しての指針を踏まえ、「ガバナンス改革」、「日成ビルド工業における原価付替え等の防止策」、「投資管理体制の構築」、「監査役監査及び内部監査機能の強化」及び「コンプライアンス体制の再構築・体系的教育」の5つのカテゴリに分類した業務改善措置を講じることが適切であると判断し、再発防止策を決議いたしました。

その後、かかる再発防止策を迅速かつ適切に実施するため、外部専門家の支援のもと、2019年6月20日に再発防止策実行プロジェクトチームを立ち上げ、再発防止策を推進し（以下、「本プロジェクト」といいます。）、これまで順調に進捗しております。つきましては、この具体的な進捗状況を下記のとおりお知らせいたします。なお、添付資料の要約版の「再発防止策の進捗状況について」もあわせてご参照ください。

記

I 本プロジェクトの推進体制及び現状認識

本プロジェクトにおいては、再発防止策の所管部門のメンバーからなる改善テーマ別分科会を組成し、再発防止策に係る実施計画書に基づき個別具体的な取り組み内容の検討を行っております。また、外部専門家を交えた再発防止策実行プロジェクト定例会を月次で開催し、再発防止策全体の進捗状況を管理しながら推進しております。

当社では、再発防止策の検討にあたり、対外的説明を目的とした形式的な活動に終始することなく、根本原因を除去して再発を防止するためにどうあるべきかを熟考しながら、当社の役職員は、今般の発生事象を真摯に受け止め、危機感をもって再発防止活動に取り組んでおります。また、当社グループ会社の役職員も、当該事象を踏まえて法令・規則・企業倫理等を遵守するコンプライアンスの重要性を改めて自覚しており、各人の意識が大きく変化していることを事業活動を通じて感じております。こうした意識が時間の経過とともに風化することなく会社の価値観として定着し、当社グループの末端まで浸透されるためには、来期以降も更なる取り組みが必要であると認識しております。

II 本プロジェクトの進捗状況の概要

A. ガバナンス改革推進

当社は、本年6月27日開催の当社定時株主総会において、当社子会社である日成ビルド工業株式会社（以下、「日成ビルド工業」といいます。）及び株式会社システムハウスアールアンドシーの代表取締役社長を、当社の業務執行を行わない取締役として選任し、中核事業会社との情報共有を適時適切に実施できる体制を整えました。また、弁護士及び公認会計士の2名を独立社外取締役として新たに選任し、経営体制の刷新を図りました。

なお、森岡篤弘氏（当社前代表取締役会長兼社長CEO）は、本年4月18日付で当社取締役を辞任して以降、当社及び当社グループの事業会社の顧問・相談役としても役職員としても残留はしていません。

当社は、指名、報酬、取締役会の実効性評価に関する事項について審議し、決議事項を取締役に答申することによって取締役会の機能の独立性・客観性を高めるとともに、説明責任の明確化を目的とし、本年7月12日開催の取締役会において、取締役会の諮問機関となる経営諮問委員会（構成：独立社外取締役2名及び常勤取締役1名）の設置並びに経営諮問委員会規則の制定を決議しました。また、透明性確保の観点から、委員長には独立社外取締役のみが就任できる旨規定し、上場会社における役員の経験を加味して紙野愛健社外取締役を委員長としました。また、同委員会は、7月の設立以降3回開催され、ガバナンスに係る各種制度の検討を重ねました。

また、当社取締役及び監査役を対象として、本年9月、11月に外部講師を招いた「ガバナンス塾」を2回開催し、取締役の役割や基礎的なスキル、当該事象を踏まえた当社のガバナンスの在り方に関するディスカッションを実施しました。

加えて、取締役会による監視機能を強化するため、取締役会開催に当たり、社外取締役及び社外監査役をはじめとした取締役会の構成員が議案の内容を事前に十分検討できるよう、議案及びその関連資料を取締役会開催の3日前までに提供する運用を開始しており、上記運用については、取締役会規則において明文化しました。

なお、再発防止策のなかでも複数の発生事象に共通した原因として挙げられたガバナンス改革については、関連する各種制度（取締役及び監査役の選解任プロセス、取締役会実効性評価、取締役評価、取締役報酬、取締役のトレーニング及びサクセッション・プラン等）の構築は概ね終了しており、順次機関決定を経て運用に移行していく予定です。

また、当社は、監査役会設置会社ではありますが、機関設計の変更（監査等委員会設置会社または指名委員会等設置会社）といった統治機構のグランドデザインの見直しを進める予定です。

B. 原価計算・売上計上プロセスの再構築

原価計算・売上計上プロセスの再構築については、短期的に解消すべき課題の対応と、中期的に進めるべき対策を識別して進めております。

短期的に解消すべき課題の対応としては、日成ビルド工業において、従来の売上額中心の業績目標を見直し、利益額や利益率を指標とすることで過度な受注を控えるようにするとともに、人事考課の項目としてコンプライアンスの遵守状況を加えることで攻守のバランスを重視した内容に見直しました。

次に、日成ビルド工業における工事に関する実行予算の管理方法については、本年4月1日以降見直ししており、発注可能な金額に幅を持たせることを可能とした『「予定予算・予算変更」取扱のルール』を策定し同社各営業店に周知し、運用を開始しました。

なお、納品書等の外部証憑に基づいた買掛査定を厳格化し、原価付替え及び先行売上計上等の不正防止策の仕組みを検討するとともに、協力会社が作成した見積書等の外部証憑に基づくことで検証可能な実行予算の立案ができる仕組みを検討しております。

C. 投資管理体制の構築

国内外の投資案件を適切に管理するため、まず投資案件を7つのカテゴリ（店舗開発、駐車場開発（国内及び国外）、PPP事業、M&A、新規事業、及び純投資）に分類し、それぞれに適当な定義を与えました。

上記カテゴリ毎に、あり得べき評価検討項目、投資基準について検討を重ね、①定量的な投資基準としては、営業純利益（又は投資利益率）及び投資回収期間の2つの基準を、②定性的な投資基準としては、グループ中期経営計画との整合性に関する基準を、③投資事業からの撤退基準としては、まず2期連続して損益又はキャッシュフローがマイナスであるか否か、経営環境の著しい悪化、当初計画からの大幅な遅れといった指標に加え、重要なコンプライアンス違反等の存在を検討し（第一次撤退基準）、第一次撤退基準に該当しつつも継続が認められた案件については、事業改善計画に対する大幅な遅延等の有無等の存在を検討する（第二次撤退

基準) という2段階の基準を反映した投資管理規程を策定しました。

また、外部専門家のアドバイスを取り入れつつ、リスク分析の結果を慎重に審議できる体制を構築するべく、社外有識者を構成員の一部とする投資委員会を設置しました。これにより、起案、承認、モニタリングの各投資案件管理プロセスにおいて、投資案件の適切なガバナンス体制が整いました。

なお、海外子会社の管理体制の見直しについては、下記「F. 海外子会社の管理体制の見直し」をご参照ください。

D. 内部監査機能の強化

内部監査機能の強化を実現するため、必要なスキルを備えた内部監査の担当者を4名増員し5名体制といたしました。

また、J-SOX 内部統制評価は内部監査室が実施し、グループ内部統制の整備は内部統制部が実施するなど、内部監査室及び内部統制部の各役割を明確にし規定化するとともに、当社グループの全社・全部門に対する業務監査における Control Self-Assessment 方式による自己チェック体制を整備しました。

なお、経営陣に対する監査結果の確実な報告及び事後的な改善措置等の実施の有無の確認(フォローアップ)の手続きを検討するとともに、内部監査室と監査役及び会計監査人との連携についても、情報交換の時期、方法、報告の在り方等について検討しております。

また、グループガバナンス強化の一環として、日成ビルド工業において監査役による監査手続きの詳細を定めた「監査役監査基準」を制定いたしました。今後は、同様の監査基準を当社グループの各社にも設置していく予定です。かかる取組みによって、当社内部監査機能の強化に加えて、当社グループ全体のモニタリング機能の充実化を図ることを企図しております。

E. コンプライアンス体制の再構築・体系的教育

本年6月27日開催の当社定時株主総会終了後に刷新された経営体制のもと、コンプライアンス基本方針を制定し、コンプライアンス宣言を経営トップより社内外に表明しました。

また、日成ビルド工業において本年4月1日付でコンプライアンス部を設置したほか、各事業会社におけるコンプライアンス推進体制を明確にし、グループコンプライアンス会議の開催によりコンプライアンス状況をモニタリングできる体制としました。加えて、当社法務・コンプライアンス部に専任部長を1名採用し4名体制としました。

反社会的勢力との関係遮断については、取引回避の詳細ルールを定めた「反社会的勢力等との関係遮断に関する規程」の改定や「反社チェック実務マニュアル」の制定のほか、現行取引先約3万社に対する悉皆での属性調査を完了し、反社会的勢力が存在しないことを確認しました。このように当社は、取引開始時に相手方の属性を確実に調査することはもとより、既存取引先についても、臨時及び定期的な悉皆調査によって、反社先との関係を確実に遮断する仕組みを構築しております。

内部通報制度については、外注業者への開放や通報窓口として常勤監査役を加えるほか、海外子会社のための通報窓口を設置するなど同制度の充実を図りました。

また、今年度中にグループ全社全職員を対象としたコンプライアンス研修を実施することを計画し、研修カリキュラム等の具体的な検討を進めております。これにより、コンプライアンス重視という会社の基本的な方針をグループ全体に周知徹底し、コンプライアンス意識の向上と浸透・定着化を図っていきます。

F. 海外子会社の管理体制の見直し

海外子会社の管理体制については、当初、シンガポール国内の中間持株会社である NISSEI BUILD ASIA PTE. LTD. (以下、「NBA」といいます。) が海外子会社を管理する方針であり

ましたが、慎重な審議の結果、当社による管理の効率性の観点から、当社経営管理部が国内子会社と同様に海外子会社の管理を行うことといたしました。なお、第三者委員会等から指摘を受けた海外子会社における既存の問題案件については、NBAにおいて、海外子会社の管理を専任する従業員1名を採用し、処理にあたらせるなど、優先して問題解決に注力しております。

内部統制の対象となる海外子会社はNBA、P-PARKING INTERNATIONAL PTE LTD（以下、「PPI」といいます。）、及びSPACE VALUE (THAILAND) CO., LTD.（以下、「SVT」といいます。）とし、当社国内子会社に適用される全社統制基準としての内部統制報告制度をNBA、PPI及びSVTにも適用すること、統制項目には日次業務におけるリスク・コンプライアンス項目も含ませることを検討いたしました。

なお、9月にPPI及びSVTを訪問し、方針、目標達成状況、組織・権限に関する現況、統制状況等を確認したうえで、海外子会社における事業活動を適切に管理するため、当社が捕捉すべき情報の分析を踏まえた報告フォーマットの見直しや、海外子会社に共通して適用ないし設置されるべき規程及び海外子会社で最低限必要とされる規程の整備を進めております。

以上のとおり、改善テーマ別分科会によって進捗状況に多少の差が生じてはいるものの、全体としてはスケジュール通り順調に進捗しております。

以 上

【要約版】

再発防止策の進捗状況について

2019年11月14日

株式会社スペースバリューホールディングス

1. 再発防止策の推進体制及び現状認識

推進体制

- ・再発防止策実行プロジェクトチームを設置
- ・改善テーマ別分科会と、再発防止策全体の進捗管理する定例会の2階層で推進

再発防止策実行プロジェクトチーム

プロジェクトリーダー：常務取締役 鈴木啓介
分科会リーダー：菊地取締役、水野取締役

定例会（課題横断的なプロジェクト統括）

改善テーマ別分科会（具体的な改善活動）

A. ガバナンス改革推進分科会

B. 原価計算・売上計上プロセス再構築分科会

C. 投資管理体制構築分科会

D. 内部監査機能の強化分科会

E. コンプライアンス体制再構築・体系的教育分科会

F. 海外子会社の管理体制の見直し分科会

現状認識

- ・当社の役職員は、発生事象を真摯に受け止め、危機感をもって再発防止活動に取り組んでいる。
- ・グループ会社の役職員も、今般の事象を踏まえ法令・規則・企業倫理等を遵守するコンプライアンス重要性を自覚し、意識が大きく変化していることが事業活動を通じて感じることができる。
- ・対外説明を目的とした形式的な活動に終始することなく、根本原因を除去して再発を防止するためにはどうあるべきかを熟考し、真摯に検討を重ねている。
- ・時間の経過とともに風化することなく、会社の価値観として定着し、グループの末端まで浸透するためには、来期以降も更なる取り組みが必要と考えている。

2. ガバナンス強化に向けて

経営体制の刷新

- 新・代表取締役社長CEOの就任
- 専門性のある社外取締役の登用
公認会計士、弁護士の独立社外取締役の登用
- 中核事業会社から兼務取締役の登用
日成ビルド工業代表取締役社長
システムハウスR&C代表取締役社長

取締役会の実効性向上

- 取締役会の諮問機関である経営諮問委員会の設置
(構成)独立社外取締役2名、業務執行取締役1名
(委員長)独立社外取締役から選任
- 取締役会の適切な運営
議案検討時間の確保(取締役会開催の3日前までの議案提供)
社外役員の社内情報へのアクセスの充実
- マネジメント層への研修機会の提供
当社役員に対する「ガバナンス塾」2回開催

取締役会に対して以下を助言・答申

- ・取締役、監査役の選解任
- ・サクセッションプラン
- ・役員評価
- ・役員報酬
- ・取締役会の実効性評価

グループ経営幹部も研修予定

統治機構のグランドデザインの見直し

- 2020年度の監査等委員会設置会社または指名委員会等設置会社への機関設計の変更を検討

3. 再発防止策の改善テーマ別の進捗状況①

全体としてはスケジュール通りに進行

■ 部分は実施済み
■ 部分は検討中

	取り組み内容	具体的実施事項	これまでの成果
A	ガバナンス改革推進	<ul style="list-style-type: none"> 1. 経営諮問委員会の設置 2. 取締役会の実効性の向上 3. 取締役及び監査役の選任プロセスの明確化 4. サクセッションプランの構築 5. 取締役会の実効性の評価 6. 取締役の評価、役員報酬の検討 7. マネジメント層に対する育成体系の構築、実施 8. 諮問委員会の運営(各種制度の運営) 9. 機関設計の変更 	<ul style="list-style-type: none"> • 7月に経営諮問委員会(取締役会の諮問機関)を設置(構成:独立社外取締役2名、業務執行取締役1名、委員長:独立社外取締役)し、9月までに指名・報酬・実効性評価・サクセッションプラン等の主要な制度案を構築 • 9月及び11月にHD役員対象の緊急ガバナンス研修を実施、12月にグループ経営幹部を対象に研修を実施する計画 • 取締役会の構成員に議案及びその資料を取締役会の3日前までに提供する運用を開始(規程化) • 経営諮問委員会にて、整備した各種制度を審議し最終化したうえで11月以降の取締役会にて承認、各種制度の運用フェーズに移行する計画
B	原価計算・売上計上プロセスの再構築	<ul style="list-style-type: none"> 1. 原価計算プロセスの見直し 2. 実行予算管理規程の見直し 3. 業績管理方法の検討 4. 工事売上計上プロセスの見直し 5. 買掛査定の実施(エビデンスに依拠した) 6. 実行予算立案の標準化 	<ul style="list-style-type: none"> • 従来の売上額中心の業績目標を見直し、利益額や利益率を指標とする。人事考課項目としてコンプライアンス遵守状況を追加 • 「予定予算・予算変更」取扱のルールを策定し、実行予算を超過する場合でも一定のルールのもとで取引が行えるように対応

3. 再発防止策の改善テーマ別の進捗状況②

部分は実施済み
 部分は検討中

	取り組み内容	具体的実施事項	これまでの成果
C	投資管理体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> 投資に関する意思決定プロセス並びに投資後のモニタリングを確実にするために、投資案件のモニタリング体制を確立する 併せて事業計画書の標準化、投資・撤退基準の見直し、モニタリングフローを整備する 	<ol style="list-style-type: none"> 投資案件のカテゴリ分類 カテゴリ別の事業計画書及び投資基準の策定 モニタリング体制(投資委員会)の策定 起案～承認、モニタリングフローの策定 投資委員会の運営 	<ul style="list-style-type: none"> 投資案件カテゴリの定義付け、評価検討書、投資基準(定量基準、投資回収期間)、2段階の撤退基準及びモニタリング体制の制定 起案から承認、モニタリングに関するフローの整備 11月に外部専門家のアドバイスを受けつつ、リスク分析の結果を慎重に審議できる体制を構築すべく、社外有識者を構成員の一部とする投資委員会(取締役会の諮問機関)を設置
D	内部監査機能の強化 <ul style="list-style-type: none"> 内部監査室の役割・機能を明確にし、再定義することで、グループ経営に合った組織デザインを設計し、人員等の資源を確保して体制を整え、監査のPDCAサイクルの検討を行う 	<ol style="list-style-type: none"> 内部監査室の役割(業務範囲)の明確化 内部監査体制の強化 グループ会社に対する監査体制の明確化 実施方法、ツールの整備 報告と連携(三様監査の連携強化) 	<ul style="list-style-type: none"> 内部監査人員4名増(5名体制) 内部監査室と内部統制部の各役割を明確にし規定化 全社・全部門に対する業務監査におけるControl Self-Assessment方式による自己チェック体制を整備した

3. 再発防止策の改善テーマ別の進捗状況③

部分は実施済み
 部分は検討中

	取り組み内容	具体的実施事項	これまでの成果
E	<p>コンプライアンス体制の再構築・体系的教育</p> <ul style="list-style-type: none"> グループ全体各階層をカバーするコンプライアンス体制、活動を構築するため、SVHを起点としたグループ全体、グループ会社各社、NBKの3階層に分けてコンプライアンス体制の再構築・教育体系の構築を実施する 	<p>I. グループ全体</p> <ol style="list-style-type: none"> コンプライアンス方針の確立・体制整備 反社会的勢力との断絶 グループ全体のコンプライアンスの体系的教育 <p>II. グループ会社(各社)に関する活動</p> <ol style="list-style-type: none"> グループコンプライアンス推進体制の強化 内部通報制度の周知徹底 <p>III. NBKに関する活動</p> <ol style="list-style-type: none"> NBKの人事関連諸制度との整合化 NBK懲罰関連規程の見直し 法令等順守活動の基盤整備 	<ul style="list-style-type: none"> 6月にコンプライアンス基本方針を制定し、コンプライアンス宣言とともに、経営トップより社内外に表明 反社会的勢力等関係遮断に関する規程の改定や反社チェック実務マニュアルの制定のほか、現行取引先約3万社に対する悉皆での属性調査を完了し、反社会的勢力が存在しないことを確認 各事業会社におけるコンプライアンス推進体制を明確にし、グループコンプライアンス会議の開催によるモニタリング強化 内部通報制度の外部業者への開放や、通報窓口として常勤監査役を追加。海外子会社のための通報窓口の設置。 法務・コンプライアンス部に専任部長を採用・配置したほか、日成ビルド工業にコンプライアンス部を設置
F	<p>海外子会社の管理体制の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> SVHにおける海外子会社管理体制を見直し、責任の所在を明確にする 関係会社管理規程を踏まえ、事前協議事項、報告事項を明確にし、適時適切な情報収集を実現する グループ共通規程の周知、個社別規程を整備することでグループの方針や管理基準の徹底を図る 	<ol style="list-style-type: none"> 内部統制、ガバナンスの枠組みの決定 グループの統制状況の把握 統制状況の分析、対応の方向性の立案 モニタリング 	<ul style="list-style-type: none"> 当社経営管理部が国内子会社と同様に海外子会社の管理を行うこととした 全社統制基準としての内部統制報告制度を海外子会社にも適用、統制項目にはリスク・コンプライアンス項目も含ませることを検討

